

改正の内容は、浄化槽法及び民法の一部改正に伴い、語句及び引用条項に係る規定の整備をしたものです。

▽川越市農業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例を定めることについて

―原案可決―

農業近代化資金助成法の題名変更に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、引用している法律名に係る規定の整備をしたものです。

▽川越市農業集落排水処理施設条例を定めることについて

―原案可決―

農業集落における農業用排水の水質保全及び生活環境の改善を図るため、国の農業集落排水統合補助事業として整備した鴨田処理区の供用開始に伴い、農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定したものです。

主な内容は、施設の名称を鴨田農業集落排水処理施設とし、位置を大字鴨田千四百八十七番地一とし、処理区域を大字鴨田大字石田本郷、大字古谷上、大字川越及び大字伊佐沼の各一部とするとともに、使用料、用語の定義、排水の制限その他必要な事項について定めたものです。

▽川越都市計画川越駅西口土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を定めることについて

―原案可決―

土地区画整理法等が改正されたことに伴い、本規程の一部を改正したものです。

改正の内容は、土地区画整理法の一部改正及び不動産登記法の全部改正に伴い、引用条項及び語句に係る規定の整備をしたものです。

▽川越市終末処理施設設置条例を廃止する条例を定めることについて

―原案可決―

川越市滝ノ下終末処理場が平成十八年三月三十一日の終了をもって埼玉県に移管されることに伴い、本条例を廃止するものです。

第三次
川越市総合計画
(基本構想)

▽第三次川越市総合計画(基本構想)を定めることについて

―原案可決―

総合計画は、地方自治法第二条第四項の規定に基づき、目指すべき都市像、その実現に向けた目標や必要な方策などを定めるもので、まちづくりの指針を示すものです。本市では、平成八年度から「第二次川越市総合計画」に基づき、まちづくりを進めてきましたが、平成十七年度をもって計画期間が終了することから、今回、平成十八年度

から平成二十七年度までを計画期間とする「第三次川越市総合計画(基本構想)」を定めたものです。

この基本構想では、本市の将来都市像を「ひと、まち、未来、みんなでつくる いきいき川越」と定めるとともに、その実現のために、次の七つの基本目標を示しています。

「全体に共通する基本目標」

「協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進」

「分野別の基本目標」

①保健・医療・福祉の分野「ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち」

②教育・文化・スポーツの分野「学びと交流を深め、豊かな心と文化をはぐくむまち」

③都市基盤・生活基盤の分野「人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち」

④産業・観光の分野「にぎわいに満ち、活力ある産業を育てるまち」

⑤環境の分野「人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち」

⑥地域社会と市民生活の分野「人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち」

このように、少子高齢社会の到来や地方分権の進展など、本市をとりまく社会環境の変化を認識し、地域での支え合いや協働、地域の活性化を重視した内

容となっています。

今後は、この基本構想に基づき作成される「基本計画」、「実施計画」にそって、この将来都市像の実現に向かい、計画的な行政運営が推進されることとなります。

補正予算
三件を可決

今定例会には、一般会計補正予算一件、特別会計補正予算二件が提案され、原案どおり可決されました。

これにより、平成十七年度本市予算の総額は、一般会計八百八十九億九百四十五万四千円、特別会計八百二十九億八千三百二十二万四千円、合計一千七百一十二億九千二百四十七万六千円となりました。

▽平成十七年度川越市一般会計補正予算(第三号)

―原案可決―

歳入歳出予算の総額にそれぞれ五億一千四百七十九万九千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ八百八十九億九百四十五万四千円としたものです。

この補正の主な内容は、歳入については、生活保護費負担金、まちづくり交付金及び街路事業費の起債限度額を関連する歳出予算の計上に伴い増額し、歳出については、職員人件費の費目

間調整、生活保護費、三田城下橋線に係る事業費及び旧霞ヶ関北小学校校舎に係る調査経費の追加所要額を計上したものです。

併せて、債務負担行為の補正については、「指定管理者制度」の導入に伴い、指定期間中における管理に要する額を追加計上し、さらに、地方債の補正については、起債対象事業費の追加計上に伴い、地方債の限度額を変更したものです。

▽平成十七年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算(第一号)

―原案可決―

事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ六億二千七百七十九万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百六十七億一千四百七十七万七千円とし、事業勘定と施設勘定を合わせた国民健康保険事業特別会計予算の総額は二百七十億三千三百八十七万七千円となりました。

この補正の主な内容は、保険給付費の増加等に伴う追加所要額を計上したものです。

▽平成十七年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)

―原案可決―

歳入歳出予算の総額にそれぞれ二百二十七万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億九千九百七十八万八千円としたものです。

この補正の主な内容は、職員人件費の追加所要額を計上したものです。

の 事 議
あ ら ま し

▼第一日(十一月三十日)会

期を二十二日間と決定。継続審査となっていた案件について、各委員長より報告が行われ、審議の結果、請願一件、地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる諸問題について及び平成十六年度決算十三件については、さらに継続審査と決定。次に提出案一件について提案理由の説明、質疑を実施した後、委員会付託を省略し原案可決。続いて提出案三十一件について提案理由の説明を実施。

▼第二日(十二月一日)本会議休会。

▼第三日(十二月二日)提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。

▼第四日(十二月三日)及び

▼第五日(十二月四日)本会議休会。

▼第六日(十二月五日)提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。

▼第七日(十二月六日)本会

第十六日（十二月十五日）
 から第二十一日（十二月二十日）まで本会議休会。
 第二十二日（十二月二十一日）最終日。各委員長より付託された案件の審査の経過と結果について報告が行われ、審査の結果、請願一件を継続審査、議案三十一件を原案可決。次に追加提出された農業委員会委員の推薦を行った後議員派遣を決定し閉会。